

高齢者虐待対応(予防)マニュアル

－安心して暮らせる高齢社会をめざして－

大 月 市

大月市高齢者虐待防止(予防)マニュアル

作成の目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成18年4月1日から施行されました。この法律では、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体、及び国民の責務を定めました。そして、高齢者虐待の防止や養護者への支援を促進することで、高齢者の権利や利益を守ることを目指しています。法では、高齢者虐待対応の窓口として、市町村が重要な役割を担うこととなりました。

しかし、高齢者虐待は、様々な状況の中で発生しており、背景にある過去からの複雑な家族関係や老々介護の問題等、大月市においても対応に苦慮している事例が少なくありません。

「大月市高齢者虐待防止(予防)マニュアル」は、虐待を受けている高齢者を保護し、養護者に対して適切な支援を行うこと、高齢者に関わる関係者が共通理解を深めて早期発見や虐待防止および予防に役立てることを目的に作成致しました。

マニュアルを利用する対象

高齢者虐待および予防に対応する支援者とします。



平成21年4月
大月市地域包括支援センター

目 次

作成の目的

目次

大月市高齢者虐待防止10箇条

第1章 高齢者虐待とは何か

1 高齢者虐待防止法による定義	2
1) 「養護者による高齢者虐待」とは	2
2) 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは	2
2 高齢者虐待の種類	2
3 高齢者虐待の傾向	5
4 発生の要因	5
1) 虐待の要因	5
2) 虐待要因の特徴	8
3) 虐待に関する主な課題と対策	10
4) 関係機関等とその責務・役割	12

第2章 具体的な対応策

1 対応・支援に当たっての留意点	16
2 関係機関に期待される役割	16
1) 大月市(福祉事務所等)	17
2) 大月市地域包括支援センター	17
3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)	18
4) 介護保険サービス提供事業者	18
5) 医療機関	19
6) 民生委員	19
7) 大月市社会福祉協議会	20
8) 保険福祉事務所(保健所)	20
9) 福祉事務所	20
10) 警察	20
11) 地域住民	21
3 早期発見と通報	21
1) 早期発見	21
2) 通報の義務	22
3) 高齢者虐待に対する相談等	23
4) 当事者等からの相談等	23

5) 地域での発見	23
6) 高齢者の福祉に職務上関係のある者等による発見	23
4 相談・通報に対する対応	24
1) 相談窓口での対応	24
2) 相談内容等の確認	25
3) 緊急性の判断	27
5 虐待発生時の対応	27
1) 高齢者本人の権利擁護を最優先する	28
2) 高齢者本人の意思の確認・尊重	28
3) 虐待者を罰することが目的ではない	28
4) 家族の生活安定のために支援する～「家族支援」の重視	29
5) 正確な情報収集と客観的判断	29
6) チームアプローチ	29
7) 長期的な視点に立った支援	30
8) 個人情報・プライバシーへの配慮	30
6 高齢者虐待対応の基本的な流れ	32
1) 発見・通報	34
2) 相談・受理	34
3) 事実確認	34
4) 介入拒否時(立入調査)	36
5) アセスメント	41
6) 支援方針の検討・協議	46
7) 支援の実施	50
8) モニタリング	57
7 本人が認知症の場合やその疑いがある場合の支援のポイント	58
1) 本人への支援	58
2) 家族への支援	59
8 成年後見・地域福祉・権利擁護等の活用	64
1) 利用者の権利	64
2) 権利保障のシステムと制度	64
3) 成年後見制度	65
4) 日常生活自立支援事業	66
9 相談窓口	68
1) 市町村担当課窓口	68
2) 地域包括支援センター窓口	68
3) 老人性認知症センター	69
4) 認知症介護ホットライン	69
5) 高齢者総合相談センター(シルバー110番)	69
6) 認知症の人と家族の会	70
7) 介護実習普及センター	70

8) 高齢者・障害者支援センター	70
9) 県民生活センター	70
10) こころの健康相談	71
11) 女性総合相談	71
12) 女性相談所	71
13) 法務局	71
14) 21世紀職業財団	71
15) 高齢者虐待について国の窓口	72
16) 高齢者虐待について県の窓口	72
17) 高齢者虐待防止法施行に伴う警察連絡先	72

第3章 高齢者虐待をなくすために

1 虐待の発生を予防する仕組みづくり	74
1) 高齢者と家族の支援	74
2) 関係機関の連携	74
3) 住民への意識啓発と正しい理解	74
4) 認知症高齢者への理解	75
5) 関係職員への研修	75
2 虐待が起きない地域づくりのために	76
1) 住民・地域福祉関係者と関係機関とのネットワークの構築	76
2) 関係者のネットワーク	79
3) 市町村における高齢者虐待防止体制整備について	81

第4章 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応

1 養介護施設従事者等における高齢者虐待の定義	85
1) 高齢者虐待防止法第2条に規定する養介護施設及び養介護事業	85
2) 養介護施設従事者等	86
2 養介護施設における高齢者虐待の禁止	86
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応	86
1) 通報・届出	86
2) 事実確認	87
3) 事実確認後の対応	87
4 身体拘束の取扱について	92
1) 緊急やむを得ない場合の対応	92
2) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為	93
5 養介護施設の取り組み	93
1) 管理職・職員の研修、資質向上	93
2) 個別ケアの推進	93
3) 情報公開	94
4) 苦情処理体制	94

5) 関係機関の連携.....	94
-----------------	----

おわりに

1 作成にあたっての5つの願い.....	97
2 参考資料.....	98

関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律.....	100
個人情報の保護に関する法律.....	108
老人福祉法による措置等に関する規則.....	124

様式集	128
-----	-----

要綱

大月市高齢者虐待防止10箇条

1、☐ 小さな傷も見逃さず

身体にある、傷ややけどの痕などは高齢者虐待の重要な手がかりです。

2、☐ いつもと違う様子は、要注意

何となく表情が暗い、おどおどしているなど十分注意する必要があります。

3、☐ 近所の声かけ 大切に

「大変ですね」そんな一言が介護者の気持ちを和らげます。

4、☐ DV防止法の活用も視野に入れ

夫婦間の場合は、DV防止法による保護等も考慮します。

5、☐ 虐待はどんな場合も許されません

どんな場合であっても、虐待は許されません。早期発見・見守り体制を整えることが大切です。

6、☐ 苦しい介護は我慢せず

長期にわたる介護に疲れたり、介護に悩んだら、大月市地域包括支援センター、認知症介護ホットラインなどへ気軽に相談をしましょう。

7、☐ 立入調査や質問で状況を把握

緊急度に応じ、虐待の疑いが濃厚な場合等は、立入調査等で正確な状況を把握します。

8、☐ 一番大切なのは虐待を受けている高齢者の人権です

高齢者本人がどのように暮らしていきたいのか。その気持ちを尊重し高齢者の尊厳を守らなければなりません。

9、☐ 暴行など生命の危険には、すぐに対応

生命の危険がある場合は、身の安全を確保した上で、警察、病院、行政等のしかるべき機関に連絡して、支援を求めます。

10、☐ 社会から虐待をなくしましょう

高齢者虐待は表面化しにくいことを、関係者や地域住民が十分に理解することが必要です。

